

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）

	<p>○常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写</p> <p>※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。）</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみ提出は不可）</p> <p>ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）</p> <p>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。</p>
新 規 ・ 追 加	
更 新	常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注2）確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注3）経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）
変更届出書（決算報告）で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年

法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等を直接に補佐する者については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。